

監 査 報 告 書

学校法人 玉 木 学 園
理事長 鬼 塚 謹 吉 殿

私たち学校法人玉木学園の監事は、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第16条の定めに基づき、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の財産の状況及び理事の業務の執行を監査いたしました。その結果につき下記の通り報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査し、また、会計監査人（千歳公認会計士事務所）と連携を取り、計算書類につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- （1）資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表は、会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為に従い法人の財産及び資金・事業活動収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- （2）理事の業務の執行に関しては、不正の行為がなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事柄は認められません。

令和6年4月30日

学校法人 玉 木 学 園

監 事

藤原達志



監 事

吉田寛治

